

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱 第1条～3条 （略） （研修期間） 第4条 補助事業の対象とする研修の期間は、<u>長期間で実施する場合</u>、研修生1名又は研修生グループ1組につき6月以上1年以内とし、1月における研修日数は、原則として20日以上とする。<u>また、短期間で実施する場合は、おおむね1月の期間内で20日間以上の研修を実施するものとする。</u> <u>ただし、天候又は事故等のやむを得ない理由が生じ、かつ就業するために必要な技能を習得するうえで問題がない場合は、この限りでない。</u> 第5条～14条 （略） （研修終了後の報告等） 第15条 補助事業者は、<u>長期間で実施する</u>研修を終了した場合は、別記第4号様式による就業状況報告書（グループ型研修生については別記第4号様式の2による作業状況報告書）を知事に提出しなければならない。 2 前項の就業状況報告書は、研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告するものとし、作業状況報告書は、研修終了後の2年間について、1年毎に作業状況を報告するものとする。 第16条～21条 （略） 附 則 1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。 2 この要綱は、令和<u>10</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2号、第13条、第17条、第18条及び第20条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和4年3月23日から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年3月23日から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年3月24日から適用する。</u>	高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱 第1条～3条 （略） （研修期間） 第4条 補助事業の対象とする研修の期間は、研修生1名又は研修生グループ1組につき6月以上1年以内とし、1月における研修日数は、原則として20日以上とする。<u>ただし、月途中の研修開始又は天候、事故等のやむを得ない理由が生じた場合は、この限りでない。</u> 第5条～14条 （略） （研修終了後の報告等） 第15条 補助事業者は、研修生が研修を終了した場合は、別記第4号様式による就業状況報告書（グループ研修生については別記第4号様式の2による作業状況報告書）を知事に提出しなければならない。 2 前項の就業状況報告書は、研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告するものとし、作業状況報告書は、研修終了後の2年間について、1年毎に作業状況を報告するものとする。 第16条～21条 （略） 附 則 1 この要綱は、令和3年10月14日から施行する。 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第2号、第13条、第17条、第18条及び第20条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。 附 則 この要綱は、令和4年3月23日から適用する。 附 則 この要綱は、令和5年3月23日から適用する。

新 旧 対 照 表

新

別表第1（第3条、第17条関係）

事業の種類	長期		短期	
	個人型研修	グループ型研修	個人型研修	
対象研修生（いずれにも当てはまる者とする）	（1）森林整備等のために、補助事業者が必要と認める者（過去に同種の研修助成金を受けた者を除く。<u>ただし、過去に本事業の短期研修を受けた者が、長期研修を受ける場合は、この限りではない。</u>）。 （2）研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。 （3）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。			
	（4）研修開始時点において、林業に従事していない者。 （5）林業就業経験が通算1年未満の者。 （6）研修終了後1年以内に、原則、受入事業体との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者。	（4）高知県小規模林業推進協議会の会員である者。 （5）小規模林業等を行う任意団体等に所属しており、かつ、団体内の3名から成るグループで研修を受けようとする者。※1 （6）研修開始時点において、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき都道府県知事が認定した事業体（以下「認定事業体」という。）又は林業を主として行う営利法人に常勤雇用され林業に従事していない者若しくはその役員ではない者。 （7）研修を終了した日から1年以内に、県内で60日以上林業に従事することができる者。また、その計画を策定できる者。	<u>（4）研修開始時点において、林業に従事していない者。</u> <u>（5）林業就業経験が通算1年未満の者。</u>	
	研修終了後の報告等	研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告する。		
	補助金の返還等	知事は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。 （1）受入事業体が、研修生が林業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。 （2）研修生が、研修終了後1年以内に、県内の林業事業体（原則、受入事業体）と常勤雇用契約の締結を行わなかったとき。 （3）研修生が、県内の林業事業体での就業を1年以上継続しなかったとき。 （1）受入事業体が、研修生に必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。 （2）研修生グループに欠員が発生し、研修を休止又は中止としたとき。 （3）研修生が、研修を終了した日の翌日から1年以内に、県内で60日以上グループで林業に従事しなかったとき。		
補助対象経費	（1）補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修生に支給する研修助成金等とする。 （2）研修助成金の使途は、林業研修に要する図書教材費、研修受講費、林業資材購入費、保険料及び研修中の生活費のうち、知事が適当であると認めるものとする。			
補助対象経費上限額	研修生1人当たり月額15万円		研修生1人当たり15万円	
補助率	2分の1以内			

旧

別表第1（第3条、第17条関係）

事業の種類	個人型研修	グループ型研修
	（1）森林整備等のために、補助事業者が必要と認める者（過去に同種の研修助成金を受けた者を除く）。 （2）研修開始年度の4月1日現在において18歳以上65歳未満である者。ただし、補助事業者において、この範囲内において別に年齢制限を定めることを妨げない。 （3）県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。	
対象研修生（いずれにも当てはまる者とする）	（4）研修開始時点において、林業に従事していない者。 （5）林業就業経験が通算1年未満の者。 （6）研修終了後1年以内に、原則、受入事業体との常勤雇用契約の締結により就業を予定する新規就業希望者。	（4）高知県小規模林業推進協議会の会員である者。 （5）小規模林業等を行う任意団体等に所属しており、かつ、団体内の3名から成るグループで研修を受けようとする者。※1 （6）研修開始時点において、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づき都道府県知事が認定した事業体（以下「認定事業体」という。）又は林業を主として行う営利法人に常勤雇用され林業に従事していない者若しくはその役員ではない者。 （7）研修を終了した日から1年以内に、県内で60日以上林業に従事することができる者。また、その計画を策定できる者。
研修終了後の報告等	研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告する。	研修終了後の2年間について、毎年1月末及び7月末までにその直前の6月（これを下回る期間の場合は、その期間）の就業状況を報告する。
補助金の返還等	知事は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として知事が認めた場合は、この限りでない。 （1）受入事業体が、研修生が林業に就業するために必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。 （2）研修生が、研修終了後1年以内に、県内の林業事業体（原則、受入事業体）と常勤雇用契約の締結を行わなかったとき。 （3）研修生が、県内の林業事業体での就業を1年以上継続しなかったとき。	（1）受入事業体が、研修生に必要な技能を習得することができないと判断し、研修を中止したとき。 （2）研修生グループに欠員が発生し、研修を休止又は中止としたとき。 （3）研修生が、研修を終了した日の翌日から1年以内に、県内で60日以上グループで林業に従事しなかったとき。
補助対象経費	（1）補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修生に支給する研修助成金等とする。 （2）研修助成金の使途は、林業研修に要する図書教材費、研修受講費、林業資材購入費、保険料及び研修中の生活費のうち、知事が適当であると認めるものとする。	
補助対象経費上限額	研修生1人当たり月額15万円	
補助率	2分の1以内	

新 旧 対 照 表

新

受入事業体への支援	対象受入事業体（いずれにも当てはまる事業体とする）	(1) 認定事業体。 (2) 受入事業体の代表者が対象研修生の1親等又は2親等に該当しない事業体。 (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない事業体。 (4) 研修指導者として、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者を指名できる事業体。		
	補助対象経費	補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修受入事業体に支給する研修指導助成金等とする。（研修指導者は、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者の中から代表者が指名する。）		
	補助対象経費上限額	研修受入事業体に対して月額5万円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生に対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生1人当たり5万円とする。	研修受入事業体に対して月額10万円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生グループに対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生グループ1組当たり10万円とする。	研修受入事業体に対して研修生一人当たり5万円とする。
	補助率	2分の1以内		
	※1 グループ型研修は、3名一組として研修を受けることとし、研修期間中に欠員が発生した場合は、原則、欠員が解消されるまでの期間研修を休止するか、研修中止とすること。			
別表第2 (省略)				
別記第1号様式 (省略)				

旧

受入事業体への支援	対象受入事業体（いずれにも当てはまる事業体とする）	(1) 認定事業体。 (2) 受入事業体の代表者が対象研修生の1親等又は2親等に該当しない事業体。 (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない事業体。 (4) 研修指導者として、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者を指名できる事業体。		
	補助対象経費	補助対象経費は、補助事業者が定める規程、要綱等の規定に基づき研修受入事業体に支給する研修指導助成金等とする。（研修指導者は、原則、当該事業体で5年以上の実務経験を有した者の中から代表者が指名する。）		
	補助対象経費上限額	研修受入事業体に対して月額5万円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生に対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生1人当たり5万円とする。	研修受入事業体に対して月額10万円とする。ただし、受入事業体が、複数の研修生グループに対して複数の従業員で研修を受け入れる場合は、研修生グループ1組当たり10万円とする。	
	補助率	2分の1以内		
	※1 グループ型研修は、3名一組として研修を受けることとし、研修期間中に欠員が発生した場合は、原則、欠員が解消されるまでの期間研修を休止するか、研修中止とすること。			
別表第2 (省略)				
別記第1号様式 (省略)				

新 旧 対 照 表

新	旧
別添 1 <u>の 1（長期間の研修を実施する場合）</u> 誓約書兼同意書 私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。 また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。 ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 令和 年 月 日 高知県知事 様 研修生 住所 氏名（自署）	別添 1 誓約書兼同意書 私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。 また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について 市（町村）に提供することに同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。 ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金 ・ 農業改良資金貸付金償還金 ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 令和 年 月 日 高知県知事 様 研修生 住所 氏名（自署）

新 旧 対 照 表

新	旧
<u>別添１の２（短期間の研修を実施する場合）</u> <u>誓約書兼同意書</u> 私は、高知県林業研修支援事業費補助金の申請にあたり、高知県林業研修支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守し、研修に励むことを誓約します。 また、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について <u>市（町村）</u> に提供することに同意します。 誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。 ・ <u>中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金</u> ・ <u>農業改良資金貸付金償還金</u> ・ <u>林業・木材産業改善資金貸付金償還金</u> ・ <u>沿岸漁業改善資金貸付金償還金</u> <u>令和 年 月 日</u> <u>高知県知事</u> <u>様</u> <u>研修生</u> <u>住所</u> <u>氏名（自署）</u>	<u>（追加）</u>